

学校開放における体育館空調設備の利用について【第3版】

学校開放（体育館）をご利用いただく場合、体育館空調設備に関して、以下の利用方法を遵守いただくことを条件に利用することができます。

なお、暖房についてはコロナ禍において暫定的に利用できるものとしておりましたが、引き続き感染症対策のために換気をしながら利用いただく可能性があることを踏まえ、下記期間内については暖房を利用することができるものとします。

お守りいただけない場合は、空調設備の利用をお断りする場合がありますので、代表者だけでなく、団体内でも周知し、適正な使用の徹底を図ってください。

1 団体利用

冷房利用について

(1) 利用可能期間について

6月1日から9月30日までを基本とします。ただし、体育館の温度計が28℃を上回った場合は、利用可能期間外においても冷房の利用を可能とします。

(2) 設定温度について

(1)の期間内において、体育館の温度計が28℃を上回った状態で使用するものとします。室温を28℃に保つことができるよう適宜設定してください。

暖房利用について

(1) 利用可能期間について

12月1日から3月20日までを基本とします。

(2) 設定温度について

(1)の期間内において、体育館の温度計が19℃を下回った状態で使用するものとします。室温を19℃に保つことができるよう適宜設定してください。

冷房・暖房【共通ルール】

(1) 環境配慮について

地球温暖化対策としての温室効果ガスの排出の削減については、市全体で計画を定め取り組んでいるところであり、また、過度の空調の使用は控え、光熱費削減にご協力ください。

※裏面に「ご利用の流れ」がございますので、ご確認ください。

【利用の流れ】

- ①利用当日、学校開放利用許可書を学校警備員への提示と引き換えに、リモコン(1台)を貸し出します。
※リモコンは壊れやすいので、ボール等が当たって、破損等がないよう、十分にご留意ください。



- ②体育館内の各空調機の前に立ち、リモコンにより1台ずつ稼働させてください。
(設定温度を変える時も1台ずつ操作する必要があります。)



- ③利用後は、リモコンにより1台ずつ電源をオフにしてください。
※確実に電源がオフになっているか確認をお願いします。



- ④利用時間内にリモコンを学校警備員へ返却してください。
※返却時間も利用時間内に含まれますので、余裕をもって、片付け等をお願いします。

2 個人利用

冷房・暖房【共通ルール】

「利用可能期間」及び「設定温度」については、団体利用と同様です。
個人利用時には、生涯学習課が安全管理を委託する安全管理員が体育館に配置されており、必要に応じて学校警備員からリモコンを受領し、空調機を稼働します。

【問合せ先】 国立市教育委員会生涯学習課社会体育係 電話：042-576-2107 (直通)